

議案第107号

みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年11月25日

提出者 墨田区長 山 本 亨

みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、みどりコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
みどりコミュニティセンター	神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号 相鉄企業株式会社 代表取締役 佐武 宏	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

（提案理由）

みどりコミュニティセンターの指定管理者を指定する必要がある。